

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 「訪問看護ステーション和や家～なごやか～」 運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社介護いわて（以下「事業者」という）が開設する訪問看護ステーション和や家～なごやか～（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）であって、主治医が事業の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（1）事業所は、事業を提供することにより利用者の生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

（2）事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（3）医療技術の進歩に対応し、適切な医療技術をもって事業の提供を行う。

（4）事業所は事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

（5）事業所は事業の運営にあたって、市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的な事業の提供に努めなければならない。

（6）上記のほか、関係法令等を遵守し、事業の提供を行う。

第3条（事業所の名称及び所在地）

この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 訪問看護ステーション和や家～なごやか～

（2）所在地 岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第18地割85番地2

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者（1名）看護師または保健師

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（2）看護職員（常勤換算で2.5名以上）保健師、看護師または准看護師
訪問看護計画書及び報告書を作成し（准看護師を除く）、訪問看護を担当する。

（3）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（必要に応じて配置）
訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日：月曜日～金曜日（ただし、12月30日～1月3日を除く）
- （2）営業時間：午前8時30分～午後5時30分
- （3）前項に限らず特段の事情がある場合は、訪問看護の提供を行うものとする。
- （4）常時24時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

第6条（事業の提供方法）

（1）利用者が申し出て、主治医がステーションに交付した指示書により、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。利用者に主治医がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

（2）利用者の心身の状態を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医等との密接な連携及び主治医の指示の文書に基づき、計画書に沿って実施するものとする。

（3）居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合を除く。

※末期悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者等である場合は医療保険適用となる。

（4）事業の提供に当たっては、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うことともに、計画書の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

（5）事業の提供に当たっては、利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

第7条（事業の内容及び利用料金その他の費用の額）

（1）サービス内容は次のとおりとする。

- ①病状、障害、全身状態の観察
- ②清拭・洗髪等による清潔の保持、食事（栄養管理）及び排泄等日常生活療養上の世話
- ③褥瘡の予防・処置
- ④カテーテル管理等、在宅療養を行うために必要な医師の指示による医療処置
- ⑤リハビリテーションに関すること
- ⑥ターミナルケア、認知症患者の看護
- ⑦利用者、家族への療養生活上の指導・相談、助言等

（2）利用料は、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額とし、介護保険での利用の場合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

（3）上記利用料は別紙料金表のとおりとし、事前に説明を行うとともに利用者またはその家族から同意を得るものとする。また、金額の変更を行う場合も同様とする。

第8条（事業の実施地域）

通常の実業の実施地域は、岩手町とする。

第9条（事業の提供に当たっての留意事項）

（1）事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

（2）事業の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。

（3）事業の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示するものとする。

第10条（個人情報の保護）

（1）利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

（2）事業を提供するうえで知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

（3）従業者の退職後も、その守秘義務を強制するものとする。

（4）利用者へのサービス向上を図るために、利用者及びその家族に関する情報を他の関係機関に対して公開する際には、利用者または家族から書面で同意を得ることとする。

第11条（苦情処理）

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第12条（事故発生時の対応）

（1）事業所は利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（2）事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償の責を負うものとする。

第13条（衛生管理）

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第14条（緊急時における対応方法）

事業の提供時に利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

第15条（非常災害対策）

事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第16条（虐待防止に関する事項）

（1）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針の整備。

③虐待を防止するための定期的な研修の実施。

④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

（2）事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを行政に通報するものとする。

第17条（身体拘束等の禁止）

（1）事業所は、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

（2）事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（3）事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

①身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施。

②身体拘束等の適正化のための指針の整備。

③身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその検討結果について従業者への周知徹底。

④その他身体拘束等の適正化のために必要な措置。

第18条（業務継続計画の策定等）

（1）事業所は、感染症や非常災害の発生時において、事業の提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

（2）事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知徹底するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

（3）事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第19条（ハラスメント対策の強化）

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動又は性的な言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

第20条（その他運営についての留意事項）

（1）従業員の資質及び医療技術向上のため、事業所内外の研修を積極的に行う。また、勤務体制の調整を行う。

（2）事業所は、従業員、設備・備品、会計及び利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を事業を提供した日から5年間保存するものとする。

（3）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社介護いわてと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。